

所属コード	
会員番号 (共済組合員証番号)	

貸付決定番号 号

通勤定期券購入資金貸付借用証書

金	拾万	万	千	百	拾	円
			0	0	0	0

収入 印紙
10万円まで 200円
50万円まで 400円

財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則並びに通勤定期券購入資金貸付規程及び事務取扱規程の定めを承知のうえ、上記金額を次の条件により借用しました。借受人が償還できない場合は、連帯保証人が必ず償還いたします。

記

- 1 利息は無利子とする。
- 2 借受人が会員の資格を喪失したときは、退職手当及び財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則第19条の規定により、給付金等(死亡弔慰金及び遺児育英資金を除く。)から未償還元利金相当額を償還することに異存ありません。
- 3 この貸付について公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその必要に応じます。
- 4 この貸付について訴訟が生じたときは、現住所のいかににかかわらず、組合の所在地の裁判所をもってその管轄とすることに異存ありません。

(記入しないこと)

平成 年 月 日

財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 殿

借受人自署	所属所名		
	現住所 (自宅)	(TEL)	
	職名	刀ガナ	(TEL)
		氏名	㊟

連帯保証人自署	所属所名		
	現住所 (自宅)	(TEL)	
	職名	刀ガナ	(TEL)
		氏名	㊟

- 【注意】(1)太枠を記入し、欄は、記入しないこと。
 (2)貸付金額は算用数字で記入すること。(貸付金額の訂正は無効)空欄には¥を記入のこと。
 (3)借受人及び連帯保証人は、自署すること。
 (4)印は申込書と同一印とし、鮮明に押印すること。